



内閣総理大臣杯
第 52 回 日本社会人ゴルフ選手権
競 技 規 則

開催日：令和 3 年 11 月 11 日(木)、12 日(金)
会 場：相模原ゴルフクラブ・西コース
主 催：スポーツニッポン新聞社

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物
に記載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競
技の条件の違反の罰は、「一般の罰 (2 罰打)」となる。

【ローカルルール】

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)
 - (a) アウトオブバウンズ (OB) は白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
 - (b) 東 13 番と西 18 番ホール、東 12 番と西 13 番ホールおよび西 14 番と西 17 番ホールの間の白杭を結んだ線を越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。
2. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)
 - (a) 修理地
青杭を立て、白線で囲まれた区域。
 - (b) 動かさない障害物
 - (1) 排水溝
 - (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルー
スインペディメントである。
 - (3) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
 - (4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
 - (5) 距離表示用の人工のヤーテージマーク (距離表示用の杭を除く)
3. 電磁誘導カート用軌道 (プレー禁止区域)

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であ
り、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なし
の救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもで
きる。
4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

 - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
 - (b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構築物。
5. 保護フェンス

西 6 番と 7 番ホールの間にある保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区
域の妨げになる場合、規則 16.1 により処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに救済のニヤレ
ストップポイントを決めなければならない。
6. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b)によって求
められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロ
ップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追
加の罰はない。この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇
所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていな

ければ、適用する。このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰 — 規則 4.1b 参照

8. クラブと球

(a) プレーヤーが使用するドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

(b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。

このローカルルールの違反の罰は失格。

9. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋸を有するスパイク（メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない）。

このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照

10. プレーのペースについて(規則 5.6a)

スロープレーに対する罰は次のようにする。

ストローク毎に割り当てられる最大時間は 40 秒までとする。ただし、最初にショットするプレーヤーは 50 秒とする。時間は個人を特定して計測する。

最初の違反 : 警告

2 回目の違反 : 1 打罰

3 回目の違反 : 2 打罰

さらなる同じ違反 : 失格

11. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断（落雷等、切迫した危険がある場合）

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断（日没やコースがプレー不能）

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 : } 1 回の長いサイレン

通常の中断 : } と同時に、カート無線を通じてプレーヤーに連絡する。

プレーの再開 : }

12. 練習(規則 5.2)

(a) ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

(b) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーはその日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコース上で練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

このローカルルールの違反に対する罰：

最初の違反の罰 : 一般の罰（プレーヤーの最初のホールに適用される）

2 回目の違反の罰 : 失格

13. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。
このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

14. 行動規範

競技委員会は規則 1.2 に基づき、すべての競技関係者、キャディーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反や非行があったプレーヤーに対して、日本ゴルフ協会の定める「行動規範」により罰を課すことができる。

【競技の条件】

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. プレーの条件

11月11日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー

11月12日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー

4. スコアカードの提出

本競技においてはスコアリングエリア方式を採用する（プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす）。

5. タイの決定

レギュラークラス、シニアクラスともに、所定のホールが終わり1位にタイが生じた場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。なお、3人以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。

6. 競技終了時点

競技の結果は競技委員会により最終成績発表がなされた時点をもって終了となる。

【注意事項】

1. 本競技のティーマーカーはレギュラークラスは黒、シニアクラスは青とする。
2. 大会当日の受付、フロント、レストラン、打球練習場のオープン時間は6:30とする。
3. 競技の条件やローカルルールに追加変更のあるときは、クラブハウス内掲示板とスターターズテント内に掲示して告知する。
4. スタート時刻40分前にはクラブハウス内で大会受付とコースフロント受付を済ませ、スタート時刻10分前には必ずティーインググラウンド周辺で待機すること。但し、欠席者が出た場合は組み合わせを変更する場合がある。
5. ローカルルール9項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
7. 失格など競技委員会の決定について、抗議、その他のクレームは一切認めない。
8. スタート前の練習は指定練習場で行うこと。打球練習場は備え付けの球を使用し、1人1箱（30球）を限度とする。
※アイアンのみ使用可。ウッド、ユーティリティは使用不可。
9. スタート前のアプローチ練習場、バンカー練習場は使用不可とする。
10. 競技終了後のコース練習場の使用は競技第1日のみ17:00までとする。但し、東コースの練習場は使用禁止とする。
11. 指定場所以外での喫煙（電子タバコも含む）は禁止する。また、クラブハウス内指定場所以外での持ち込み飲食は禁止とする。
12. コース内では携帯電話の通話を禁止とする。
13. 指定練習日および大会当日の服装およびエチケット・マナーに留意すること（ジーンズ、スウェット、Tシャツ、サンダル、ハイヒールなど禁止）。※ドレスコード参照。
14. ギャラリーのゴルフ場内への立ち入りは禁止する。
15. 病気、事故等で参加を取り止める場合は必ず大会事務局に連絡すること。但し、この場合でも参加費の払い戻しはしない。大会前（TEL:03-3820-0651）、大会当日（TEL:042-776-8811）

競技委員長 中野 弘治

◇内閣総理大臣杯 第52回日本社会人ゴルフ選手権 ヤーテージ◇

ホール	クラス	1	2	3	4	5	6	7	8	9	Out
ヤード	レギュラー	391	200	544	388	390	211	499	330	381	3,334
	シニア	391	184	544	388	366	193	477	330	381	3,254
パー		4	3	5	4	4	3	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	In	Total
188	421	448	618	179	381	457	380	514	3,586	6,920
188	399	448	590	179	381	428	380	495	3,488	6,742
3	4	4	5	3	4	4	4	5	36	72

※Aグリーン使用予定

※ティーマーク レギュラークラス:黒 シニアクラス:青

※コース状況により、変更になる場合がある。